

九十九里町電話 d e 詐欺対策機器購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 8 日

九十九里町長 浅 岡 厚

九十九里町告示第 5 2 号

九十九里町電話 d e 詐欺対策機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、電話 d e 詐欺による被害防止を図り、町民の財産を守るため、電話 d e 詐欺対策機器を購入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、九十九里町補助金等交付規則（昭和 4 7 年九十九里町規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 電話 d e 詐欺 還付金詐欺、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺等の特殊詐欺をいう。
- (2) 電話 d e 詐欺対策機器 自動通話録音機能（相手方に警告音声を発する機能を有するものに限る。）又は自動着信拒否機能付きの固定電話機又は機器をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、年齢満 6 5 歳以上の者又はその者の属する世帯の世帯員であること。
- (3) 世帯員全員が本町に納付すべき町税等の滞納がない者
- (4) 世帯員全員がこの要綱に基づく補助金の交付を受けた実績を有する者でないこと。
- (5) 世帯員全員が九十九里町暴力団排除条例(平成 2 4 年条例第 1 0 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請日の属する年度に支払われた経費であって、千葉県内に所在する店舗が販売する電話 d e 詐欺対策機器（以下「補助対象機器」という。）の購入費（機器の設置費、配送料等購入に伴う費用を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、当該補助対象経費が10,000円を超える場合には、10,000円とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回を限度とする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が定める期間内に九十九里町電話de詐欺対策機器購入費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象機器を購入した日の属する年度の末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 購入した補助対象機器のメーカー、品名、品番及び購入日が確認できる領収書等の写し

(2) 購入した補助対象機器の性能が確認できるカタログ、説明書等

(3) 世帯員全員の住民票の写し（個人番号の記載のないもの。）

(4) 世帯員全員の町税等に滞納がないことを証する書類

(5) 振込先金融機関の口座が確認できる書類

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号に掲げる書類により証明すべき事項については、申請者（その世帯員を含む。）の同意を得て町が保有する公簿等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

(交付の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、九十九里町電話de詐欺対策機器購入費補助金交付（却下）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等の特例)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の申請をもって、規則第12条に規定する実績報告があったものとみなす。

2 前条の規定による補助金の交付の決定通知をもって、規則第14条に規定する補助金の額の確定通知をしたものとみなす。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「受領者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じるときは、九十九里町電話d e 詐欺対策機器購入費補助金交付取消通知書兼返還命令書(別記第3号様式)により、受領者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

（表）

九十九里町電話d e詐欺対策機器購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

九十九里町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

九十九里町電話d e詐欺対策機器購入費補助金の交付を受けたいので、九十九里町電話d e詐欺対策機器購入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、九十九里町電話d e詐欺対策機器購入費補助金交付要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

補助対象経費			円
補助金交付申請額			円
商品名	品名	品番	
電話d e詐欺対策を施した回線の電話番号		()	
(添付書類) (1) 購入した補助対象機器のメーカー、品名、品番及び購入日が確認できる領収書等の写し (2) 購入した補助対象機器の性能が確認できるカタログ、説明書等 (3) 世帯員全員の住民票の写し（個人番号の記載のないもの。） (4) 世帯員全員の町税等に滞納がないことを証する書類 (5) その他町長が必要と認める書類			
金融機関名		支店名	
口座番号		種別	普通・当座
フリガナ			
口座名義人			

(裏)

誓約及び同意書

この補助金の支給に関し、九十九里町電話 d e 詐欺対策機器購入費補助金交付要綱に定める補助要件を満たしていることを誓約し、私（補助対象者）は世帯員全員の住民登録及び町税等の納付状況について、九十九里町の保有する公簿等により町職員が閲覧し、確認することに同意します。

公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。

申請者氏名 _____

世帯員氏名 _____

世帯員氏名 _____

世帯員氏名 _____

※個人情報の閲覧について同意した場合は、添付書類（3）及び（4）の提出は不要です。

別記第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

九十九里町長

九十九里町電話d e詐欺対策機器購入費補助金交付（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった九十九里町電話d e詐欺対策機器購入費補助金の交付については、下記のとおり決定したので、九十九里町電話d e詐欺対策機器購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 決 定

補助金額 円

2 却 下

却下の理由

様

九十九里町長

九十九里町電話 d e 詐欺対策機器購入費補助金交付取消通知書兼返還命令書

年 月 日付け九指令第 号により交付決定した九十九里町電話 d e 詐欺対策機器購入費補助金について、九十九里町電話 d e 詐欺対策機器購入費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。また、既に交付した補助金について、返還を命じます。

1. 取消通知

申請者氏名	
補助金交付額	円
支給日	年 月 日
取消理由	

2 返還命令

返還命令額	円
返還期限日	年 月 日
返還方法	